

会 議 録

会議名称	第4回 杉並区動物との共生具体化検討委員会
日 時	平成18年7月31日(月) 午後1時30分～午後3時30分
場 所	杉並区役所 西棟6階 第6会議室
出席者	<p>委 員 矢花公平委員、山崎いく子委員、米川秀彦委員、浅田隆委員、種村明頼委員、馬場誠一委員</p> <p>事務局 教育委員会事務局指導主事、みどり公園課公園利用係長、生活衛生課管理係長、生活衛生課環境衛生担当係長、生活衛生課管理係主査、生活衛生課管理係員</p>
傍聴者	15名
当日配付資料	<p>① 磯子区「地域猫活動」に関する視察報告</p> <p>② 世田谷区「第4回・飼主のいない猫対策セミナー」報告書</p> <p>③ 飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業活動者アンケート結果</p> <p>④ 動物由来感染症対策</p> <p>⑤ 動物の適正飼養の普及啓発</p> <p>⑥ 地域との連携</p> <p>⑦ 猫の登録制</p> <p>⑧ 猫の引取り処分数</p>
議 事 等 (要 旨)	
<p>〔議 題〕</p> <p>(1) 横浜市磯子区の地域猫活動に関する視察報告等</p> <p>(2) 人と動物との共通感染症対策</p> <p>(3) 適正飼養の啓発事業</p> <p>(4) 地域との連携</p> <p>(5) 猫の登録制</p> <p>(6) 次回日程について</p> <p>・ 本年3月の第1回動物との共生具体化検討委員会において、「(仮称)杉並区人と動物との調和のとれた共生に関する条例(案)」が検討資料として事務局から提出された。懇談会報告の中で、罰則も含めて何らかのルールをつくることを視野にいれて検討する必要がある旨の報告をしている。条例でルールをつくることは、一定の行為を強権的に規制することになるので、実施にあたっては十分な調査、検討、周知が必要である。このことは懇談会報告にも書かれている。3</p>	

月の条例案はたたき台のまたその下の素案というものであるとはいえ、調査なども不十分のまま、いかにも拙速だったと思う。このことが一部マスコミなどにより、「餌やり罰則」などという表現で一人歩きし、住民の方に誤解なども与えている。いわゆるこの条例案は当委員会として、検討を経て作成されたものではない。条例案については、今後、新たに十分検討を重ねて作成していくものであると確認したい。

- ・ 猫の登録時にマイクロチップを装着しなければいけないという誤解が生じている。動物との共生を考える懇談会や動物との共生具体化検討委員会での議論の際、猫の登録時にマイクロチップを装着しなければいけないという話はしていない。このことを確認したい。
- ・ 自然と動物を考える市民会議からの質問書については、具体化検討委員会会長が原案を作成し、委員に原案に対する修正意見をもとめ、それを参考に回答書を作成し回答した。

(1) 「横浜市磯子区の地域猫活動に関する視察報告等」について

〈配付資料の説明〉

- ・ 横浜市磯子区の地域猫活動に関する視察報告について、世田谷区で実施された「第4回・飼主のいない猫対策セミナー」報告について、平成17年度飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業の参加者へのアンケート結果について、視察者及び事務局から説明

(2) 「人と動物との共通感染症対策」についての委員からの主な意見等

〈配付資料の説明〉

- ・ 動物由来感染症対策について、目的・施策の概要・効果等を事務局から説明
- ・ 重症のケースのみならず、身近に潜んでいる問題についても目を向けていきたい。
- ・ チャボやにわとりなどの学校飼育動物に接する場合、手洗いの徹底など日々の衛生管理が大切である。何か事態が発生した場合、みんなで守ってあげるという子どもたちの心を醸成するこ

とは学校飼育動物の存在意義でもあると思う。教育的な観点から衛生管理の問題を考えていきたい。

(3) 「適正飼養の啓発事業」についての委員からの主な意見等

《配付資料の説明》

- ・ 動物の適正飼養の普及啓発について、前回の意見等により修正した目的・施策の概要・効果等を事務局から説明
- ・ 傷ついた飼い主のいない猫を見かけるが、傷薬や飲み薬等の手当てをしてあげられるような仕組みや首輪の色で飼い猫か飼い主のいない猫かを区別できるようになればよいと思う。
- ・ 飼い主のいない猫との信頼関係により、その猫にさわられるようになる。飼い主のいない猫へのえさのあげ方や接点の度合いにより、けがをしてもつかまえられなかったりする。また、けがをしても食べに出てこられないなど、傷の手当てが難しい場合もある。
- ・ これから飼う動物を選ぶ場合、動物取扱業者は、家庭環境にあった、たとえば大きくなったらどれくらいに成長するかなど、流行に流されずに生涯飼うことのできる種類のアドバイスを飼い主へすることが必要であると思う。
- ・ 杉並区で動物取扱業者を対象とした講習会を開催し、受講済みである場合は動物取扱業者にステッカーを配付し店内に貼るようにしたらどうか。
- ・ 動物取扱業者への講習会等については、東京都の業務と区ができることを整理する必要がある。

(4) 「地域との連携」についての委員からの主な意見等

《配付資料の説明》

- ・ 地域で自主的に問題解決できるようなネットワーク等について、目的・施策の概要・効果等を事務局から説明
- ・ 自主安全パトロール隊員等がマナー違反者に対して注意・啓発を行う際に、研修等を受講し注意・啓発ができる立場であることの証として指導員証があるとよい。また、このことを回覧板や広報などで区民に周知する必要がある。
- ・ 注意・啓発をしていただく場合、自主安全パトロール隊員等と飼い主がトラブルにならないように、チラシを配布してもらったり、犬の飼い主同士で啓発しあったりして、ソフトな感じで始めていくのがよいと思う。ある程度時間がかかって、注意・啓発できる人が育ってくる。状況に応じて、段階的に進めていくのが大切だ。

(5) 「猫の登録制」についての委員からの主な意見等

《配付資料の説明》

- ・ 猫の登録制の目的・施策の概要・効果等について、猫の引き取り処分数の推移（特別区計・杉並区・厚木市・横浜市）について、事務局から説明
- ・ 欠席委員がいるので、今回は資料の説明にとどめ、検討は次回以降に行う。
- ・ 猫の登録の際には、猫の特徴がわかるように写真の添付があるとよい。猫の特徴を識別できるように表現することは難しく、写真があるとかなり識別ができるのではないかと。
- ・ 子猫の写真だと1年後には成長していて、大きく変わっている。登録の際の写真を自主的に貼り替える必要がある。民間の猫の保険を参考にするとよい。
- ・ 引き取られた猫の譲渡を積極的に行っている自治体もあり、それにより引き取り処分数が減少しているケースがある。

- 猫の引き取り処分数を減らすためには、複合的に施策を行い、時間がかかって効果が出てくると思う。
- 猫の登録制を実施している厚木市の猫の引き取り処分数は、平成元年度と平成17年度を比較すると約1／6に減少している。この具体化検討委員会で厚木市に調査に行きたい。

(6) 次回日程について

- 9月5日（火）午後1時30分から午後3時30分で開催予定